

田原市観光事業者等提案事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の観光事業者等が連携して行う観光客の誘客の促進、シティセールスの促進、観光客の利便性の向上及び観光事業者等の人材育成・組織強化を図るための事業に対し、市が事業費の一部を負担することで観光事業者等による活動を促進し、もって、本市の経済の活力向上及び観光産業の振興を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 田原市内に住所を有する個人又は田原市内に事業所を有する法人（個人事業主を含む。）の代表者若しくは構成員であること。

(2) 前号に規定する者3名以上で組織される団体であること。

2 前項の規定にかかわらず、前項第2号に規定する団体が4名以上の者で組織されている場合で、当該団体を組織する者のうち3名が前項第1号の規定を満たしているときは、補助金の交付を受けることができる。

(補助対象等及び補助金の額)

第3条 補助金の補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ田原市観光事業者等提案事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請者名簿（様式第2号）

(2) 事業計画書（様式第3号）

(3) 収支及び経費の内訳に関する計画書（様式第4号）

(4) 審査に関する書類（様式第5号）

(事業の審査及び交付決定)

第5条 市長は、前条の交付申請書が提出されたときは、速やかに審査会を開催し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(交付決定通知)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、田原市観光事業者等提案事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに田原市観光事業者等提案事業補助金交付申請変更(中止)届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(1) 交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容に変更(市長が認める軽微なものを除く。)が生じたとき

(2) 補助事業を中止しようとするとき

2 交付決定者は、補助事業が予定期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞無くその旨を市長に報告し、指示を受けるものとする。

3 市長は、第1項の届出があったときは、速やかにその内容の審査等を行い、適当と認めるときは、補助金の交付決定の内容の変更又は中止を決定するものとする。

4 市長は、前項の規定により変更又は中止を決定したときは、田原市観光事業者等提案事業補助金交付決定変更(中止)通知書(様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、田原市観光事業者等提案事業実績報告書(様式第9号)に、次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 当該補助金交付決定通知書又は交付決定変更通知の写し

(2) 収支計算書(様式第10号)

(3) 事業に要した経費を証する領収書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、速やかにその内容の審査等を行い、適当と認めるときは、交付する補助金の額を確定し、田原市観光事業者等提案事業補助金確定通知書(様式第11号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 交付決定者は、前条の通知書を受けた日から起算して15日以内に田原市観光事業者等提案事業補助金請求書(様式第12号)により、市長に対し補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査したうえ、速やかに補助金を交付するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第11条 交付決定者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 法令等及び本要綱の定めに違反したとき

(2) 虚偽又は不正の申請により交付を受けたとき

(3) 第7条第1項の届出を行わずに補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止したとき

(4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、田原市観光事業者等提案事業交付決定取消通知書(様式第13号)により交付決定者に通知するものとする。

(遅延利息)

第13条 市長は、前条第1項の規定により、補助金の返還を求めた場合において、交付決定者がこれを市長の定める納期限までに納付しなかったときは、当該納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、未納額につき年14.6%の割合で計算した遅延利息の支払いを交付決定者に対し請求するものとする。

2 市長は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めたときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月2日から施行する。

この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、田原市観光事業者等提案事業補助金交付要綱附則の要綱の失効に関する規定は、同年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額	備考
観光事業者等提案事業	観光客の誘客の促進、シティセールスの促進、観光事業者等の人材育成及び組織強化を図るための事業を実施するための経費	1年目 補助対象経費の10/10以内 2年目 補助対象経費の7/10以内 3年目 補助対象経費の5/10以内	20万円	国、県及び他の市町村から助成を受ける場合は、対象外
観光地等整備事業	観光客の利便性の向上のため環境整備等を実施するための経費	補助対象経費の1/2以内	50万円	国、県及び他の市町村から助成を受ける場合は、対象外

※1 公租公課、土地取得費、土地賃借料、食糧費、振込手数料等、その他公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる費用は対象外とする。

※2 旅費については、公共交通機関を利用する場合は、田原市職員の旅費に関する条例を準用するものとする。ただし、自家用車等を利用することにより公共交通機関を利用するよりも安価になる場合は、燃料費を除いた高速道路通行料金などの実費相当分を補助対象経費として認めるものとする。

様式第1号（第4条関係）

田原市観光事業者等提案事業補助金交付申請書

年 月 日

田原市長

殿

申請者（代表）

住所

氏名

印

電話

田原市観光事業者等提案事業補助金の交付を受けたいので、田原市観光事業者等提案事業補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金の交付を受けようとする事業の名称等

名称：

補助対象事業：（観光事業者等提案事業・観光地等整備事業）

観光事業者等提案事業の場合、補助年度数：（1年目・2年目・3年目）

2 活動の着手及び完了の予定期日

着手： 年 月 日

完了： 年 月 日

3 活動に要する経費

円（うち補助対象経費 円）

4 交付を受けようとする補助金の額

円（千円未満切捨て）

1 目的

2 実施日時又は実施期間

3 実施場所

4 事業の内容（事業の具体的内容について説明してください。）

5 その他

様式第4号（第4条関係）

収支及び経費の内訳に関する計画書

収入の部

（単位：円）

項目	予算額	内訳
補助金		
自己資金その他の資金		
合計		

支出の部

（単位：円）

項目	予算額	内訳	補助対象経費
合計			

（注）1 収入の内訳には、金額の算出根拠を記載してください。

2 支出の内訳には、金額の算出根拠及びその根拠となる見積書などを添付してください。

様式第5号（第4条関係）

審査に関する書類

この様式は、提案事業採択の審査における重要な参考資料です。次の観点についてのPRをできるだけ具体的に記入してください。

- 事業に対する熱意があり、実現性が高いこと。
- 事業の広がり・充実度など、助成を行う効果が高いこと。

事業の名称：

期待される効果、PRなど

期待される効果、PRなど

様式第6号（第6条関係）

田原市観光事業者等提案事業補助金交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

（申請代表者） 様

田原市長

年 月 日付けで申請がありました田原市観光事業者等提案事業について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 交付申請のあった事業の名称

2 審査結果

3 補助金の額 円

様式第7号（第7条関係）

田原市観光事業者等提案事業補助金交付申請変更（中止）届

年 月 日

田原市長

殿

申請者（代表）

住所

氏名

印

電話

年 月 日付け 田商第 号で補助金の交付決定を受けた田原市観光事業者等提案事業の内容を下記のとおり変更したいので、田原市観光事業者等提案事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、届け出ます。

記

提案事業名		
変更・中止の別		変更 ・ 中止
変更・中止年月日		年 月 日
変更の場合	変更事項	
	変更前	
	変更後	

※交付申請書の添付書類で変更があるものは添付すること。

様式第8号（第7条関係）

田原市観光事業者等提案事業補助金交付決定変更（中止）通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長

印

年 月 日付で届出のあった田原市観光事業者等提案事業の内容の変更について、下記のとおり変更（中止）決定したので通知します。

記

提案事業名	
変更・中止の別	変更 ・ 中止
変更・中止年月日	年 月 日
変更事項 (変更の場合)	

様式第9号（第8条関係）

田原市観光事業者等提案事業実績報告書

年 月 日

田原市長 殿

申請者（代表）

住所 〒

氏名

印

電話

年 月 日付け 田商第 号で交付決定を受けた田原市観光事業者等提案事業が完了しましたので、田原市観光事業者等提案事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施状況

(1) 事業の名称

(2) 事業の着手及び完了年月日

着手日： 年 月 日

完了日： 年 月 日

(3) 補助事業の実績及び効果

2 添付書類

(1) 収支決算書（第10号様式）

(2) 事業に要した費用の領収書の写し

(3) 事業実施にかかる日程、参加者名簿、記録写真など事業実績を明らかにする資料

(4) その他必要と認められる資料

様式第10号（第8条関係）

収支決算書

収入の部

(単位:円)

項目	予算額	決算額	差額	内訳
補助金				
自己資金その他の資金				
合計				

支出の部

(単位:円)

項目及び内訳	予算額	決算額	差額	補助対象経費	領収 No
合計					

- (注) 1 収入の部（支出の部）の差額欄は、予算額から決算額を差し引いた額を記載してください。
- 2 支出の部の「補助対象経費」欄の金額を証する書類として、通し番号を付した領収書(写)を添付し、その番号を「領収 No」欄に記載してください。

田原市観光事業者等提案事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった田原市観光事業者等提案事業の補助金の
交付について、下記のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

記

事業の名称	
補助金の額	円
交付の条件等	年 月 日付による交付決定通知書に記載のとおり

備考

- (1) 田原市観光事業者等提案事業補助金交付要綱の定めに違反したときは、この決定の
取消しにより市長の求めに応じ、交付した補助金の全部又は一部を返還すること。
- (2) この事業について、市長が必要な調査を行うときは、調査に協力すること。

様式第12号（第10条関係）

田原市観光事業者等提案事業補助金請求書

年 月 日

田原市長 殿

申請者（代表）

住所 〒 _____

氏名

電話

年 月 日付け 田商第 _____ 号で補助金額の確定通知を受けた
田原市観光事業者等提案事業の補助金を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 _____ 円

2 補助金の振込先

振込先 金融機関	金融機関名	
	預金の種類 及び番号	普通 預金 口座番号
	口座名	

（注）口座名はカタカナで記入し、濁点、半濁点は1字として記入してください。

様式第13号（第12条関係）

田原市観光事業者等提案事業補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長 印

田原市観光事業者等提案事業補助金の交付決定について、田原市観光事業者等提案事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり取り消しましたので通知します。

記

事業の名称	
交付決定額	円
交付決定通知	年 月 日 第 号
取消し年月日	年 月 日
取消し内容	
取消し理由	